



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1471 生活保護法による指定医療機関の辞退 (福祉保健総務課)..... 1
- 1472 生活保護法による施術機関の指定 ( " )..... 1
- 1473 七郷井土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 2
- 1474 平成13年和歌山県告示第867号(肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等)の一部改正 (果樹園芸課)..... 2
- \*1475 平成25年和歌山県告示第855号(和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定)の一部改正 ( " )..... 2
- 1476 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2
- 1477 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等 (技術調査課)..... 3
- 1478 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 ( " )..... 6
- 1479 和歌山下津港港湾計画の変更 (港湾整備課)..... 10
- 1480 日高港港湾計画の変更 ( " )..... 10
- \*1481 和歌山県証紙売りさばき人の指定 (会計課)..... 11

## 告 示

**和歌山県告示第1471号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
那医 158-10	ももの里診療所	紀の川市桃山町最上1254-1	平成 18.6.30

**和歌山県告示第1472号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東柔 13-25	洞明士	あゆむ整骨院	東牟婁郡串本町古座1033-6	平成 25.11.7

**和歌山県告示第1473号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成25年11月30日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 薄井茂裕 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町32番地の1

**和歌山県告示第1474号**

平成13年和歌山県告示第867号（肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等）の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から施行する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表の5中「ケ、コ又はサ」を「ア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の次に「（6に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。
--	---

**和歌山県告示第1475号**

平成25年和歌山県告示第855号（和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定）の一部を次のように改正し、平成25年12月29日から施行する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「富田林市」の次に「（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成22年農林水産省令第4号）第2条に規定する防除区域を除く。）」を加える。

**和歌山県告示第1476号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字串崎463の1（次の図に示す部分に限る。）、463の2、466の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇串崎463の1（次の図に示す部分に限る。）、463の2、466の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1477号

平成26年6月1日から平成28年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

## 2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

## (1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからタまでのいずれかに該当する者でないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者

オ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者

カ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請建設工事に係る平均完成工事高が250万円以下の者

キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

ク 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていない者

ケ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記

載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

コ セの許可に係る申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者

サ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者

シ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

ス サ又はシのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

セ 申請する建設工事について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者

ソ セの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

タ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

## (2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

### ア 客観的事項

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

### イ 和歌山県独自事項

## 3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

### (1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成26年1月10日から同月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

### (2) 申請書類

ア 平成26・27年度入札参加資格審査申請書（県内建設業者）

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 建設業関連学科新規卒業生雇用一覧表

オ 技術職員・CPD取得者数一覧表

カ 職員名簿（技術職員以外）

キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表

ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書

ケ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成24年10月1日から平成25年9月30日までのもの）

コ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの）

サ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの）

シ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）

ス 同意書

セ 暴力団排除等に関する誓約書

ソ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修

(講習)の実施(参加)報告書及び該当する研修会(講習会)資料の写し(表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの)

タ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し

チ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面

ツ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

テ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ナ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの

(ア) 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し

(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し(平成25年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分)

ニ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し

ヌ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し

ネ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面

ノ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定に該当する者(以下「法定義務建設業者」という。)で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用している者にあつては障害者雇用状況調べ

ハ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したものの(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

ヒ 優秀施工者国土交通大臣表彰(建設マスター)受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るものの(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

フ 平成23年1月2日から平成26年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

ヘ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書

ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し

マ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書

ミ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

ム ウからカまで及びクに記載した職員に係る次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

(ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成25年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証

メ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

### 和歌山県告示第1478号

平成26年5月1日から平成27年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別及び業種区分

(1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

(2) 建設工事に係る委託業務

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからケまでのいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のトからヌまでに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請できないこととする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）

エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がなされていない者又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がなされていない者

カ 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重

要な事実について記載をしなかった者

- キ 申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者
- ク 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ケ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- コ ク又はケのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者
- サ 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- シ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者
- ス 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者
- セ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者
- ソ 建設工事を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合はその営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- タ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者、申請者の役員及び契約営業所代表者及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- チ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、主たる営業所（本社・本店）が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- ツ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者
- テ 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者
- ト 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。
- ナ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の一級建築士数が20名以上在籍していること。
- ニ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が合わせて5名以上在籍していること。
- ヌ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測量士数が10名以上在籍していること。

## (2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

### ア 建設工事

#### (ア) 客観的事項

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

#### (イ) 和歌山県独自事項

### イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の希望する業務区分ごとの実績高

- (イ) 審査基準日における自己資本額
- (ウ) 審査基準日における有資格者の数
- (エ) 審査基準日までの営業年数

### 3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

#### (1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成26年1月20日から同年1月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間とし、提出場所は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課とする。

#### (2) 申請書類

##### ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約先営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）

(2) 又は変更届出書の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）

(ケ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの）

(コ) 主たる営業所（本社・本店）の外観の写真（看板の確認ができるもの）及び営業所内部（机、椅子及び帳簿など）の写真並びに和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(サ) ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 健康保険被保険者証（所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) 委任状（代理人を置く場合）

(ソ) 受付票（県外建設工事）

##### イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約先営業所情報一覧表

(ウ) 入札希望等一覧表

(エ) 技術資格者一覧表

(オ) 代表者・役員調書



- (カ) 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のあるものを対象とする。)
- (キ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明日が平成25年12月1日以降のもの)
- (ク) 直近1年の事業年度における財務諸表
- (ケ) 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
- (コ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
- (サ) 現況報告書の副本
- (シ) 主たる営業所(本社・本店)が和歌山県内にある者は、(エ)に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
- a 健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
  - b 住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
  - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
  - d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
- (ス) 主たる営業所(本社・本店)が和歌山県外にある者は、(エ)に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
- a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届)
  - b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
- (セ) (エ)に記載している資格を有することを証明する書面の写し
- (ソ) 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する県外に主たる営業所(本社・本店)を有する者を対象とする。)
- (タ) 主たる営業所(本社・本店)の外観の写真(看板の確認ができるもの)及び内部(机、椅子及び帳簿など)の写真並びに和歌山県内に営業所を有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
- (チ) 委任状(代理人を置く場合)
- (ツ) 受付票(測量・コンサル)
- (テ) 企業グループ業態調書(資本的及び人的関係を有する他の者と別途定める企業グループを構成し、かつ当該他の者とともに本申請を行う場合、又は先の定期受付により認定を受けた他の者と企業グループを構成している場合)
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
  - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出方法
- 上記提出時期に持参するか、平成26年1月20日から同年1月31日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒(返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの)を書留郵便で郵送すること(平成26年1月31日までの消印のあるものを有効とする。)
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。

## (6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成23年1月19日施行)第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

## 4 資格の有効期間等

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

なお、更新の手続については、後日公示する。

## 和歌山県告示第1479号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年12月17日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(変更理由)

- ・毛見地区において、海洋性レクリエーションの要請の変化に対応するため、マリーナ計画を次のとおり変更する。

[毛見地区]

北マリーナ

防波堤 延長180m [既定計画の変更]  
(うち165m既設)

既定計画  
防波堤 延長190m  
(うち165m既設)

## 2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

## 和歌山県告示第1480号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、日高港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年12月17日

日高港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1151号によりその概要を公示した日高港港湾計画について変更及び追加した事項は、次のとおりである。

(変更理由)

- ・プレジャーボートの大型化に伴う係留施設の不足及び水域施設の水深不足を解消するため、西川地区において、小型船だまり計画を変更する。
- ・港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

(1) 小型船だまり計画

プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

西川地区

泊地 水深2m 面積1ha [新規計画]

物揚場 水深2m 延長214m [既設の変更計画]

[既設

物揚場 水深1.5m 延長214m]

(2) 港湾の効率的な運営に関する事項

[港湾の効率的な運営に関する事項]

日高港において、港湾利用やサービス向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分に把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾整備課

和歌山県告示第1481号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第6条第1項の規定により、和歌山県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

氏名	住所	指定年月日	売りさばき所
門脇泰憲	日高郡印南町大字印南1171番地の1	平成25年12月4日	日高郡印南町大字印南1213番地の1 株式会社印南石油店店舗内